

自治基本条例をご存知ですか？

自治基本条例とは？

平成 12 年（2000 年）4 月以降の分権改革により、地方自治体（都道府県と市町村）は国と対等・協力の関係にある「政府」であることが確認されました。

自治基本条例は、こうした地方分権の流れのなか、自主・自立が求められる地方自治体においても『国の憲法に値する規範が有って良いのでは？』という発想の下に生まれた条例です。

どんなことが規定されるの？

決まりごとはありませんが、次のような事柄が規定されるのが一般的です。

- ①住民が自治体の主権者であること
- ②自治体政府（首長・議会・各執行機関）の設立は、住民の信託に基づくこと
- ③住民の権利や義務・責務
- ④自治体運営の基本原則（住民参加や住民と行政が協力していく仕組み等）
- ⑤自治体運営における中心的な仕組み（個人情報保護、行政手続、行政組織、財政事務、行政評価、監査等）
- ⑥条例の位置付け（最上位ルール等）

条例の目的は？

制定済の地方自治体では、個性あるまちづくりや独自の施策展開の実現等を制定の目的とし、【それぞれの地域に根ざした自治体運営】の指標としている例が多く見られます。

具体的には、市民、議会及び行政が、各々の役割と責務を果たしながら、【協働】してまちづくりを進めるための仕組みやルールを定めることを目的としています。

条例の効果は？

次のような効果が、考えられます。

- ①自治体運営の根拠が明確になり、仕組みも分かり易くなります。
- ②自治体運営に対する、より一層の住民意思の反映が期待されます。
- ③【地域の課題は地域で考える】という自己決定・自己責任による自治体運営が宣言されます。
- ④最上位ルールと位置付けられると、その精神・考え方が恒久的に守られることだけでなく、一般条例の制定や各種計画策定時の指針となります。

